

○砺波市ホームページ広告掲載取扱要領

〔平成 24 年 1 月 23 日〕
告 示 第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、砺波市広告掲載要綱（平成24年砺波市告示第3号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき市のホームページに掲載するバナー広告の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第 2 条 広告の規格は次のとおりとし、広告主の指定するホームページにリンクするものとする。

大きさ	縦 5 0 ピクセル、横 1 7 0 ピクセル
画像形式	G I F (透過 G I F 不可)、J P E G、P N G
データ容量	2 0 K B 以下

(広告の掲載位置及び枠数)

第 3 条 広告を掲載するページは市のホームページの総合トップページとし、枠数は最大 8 枠とする。

(広告の掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は 1 箇月単位とし、1 2 箇月を限度に連続して掲載することができるものとする。

(広告の掲載料)

第 5 条 広告の掲載料は、1 枠当たり月額 8, 0 0 0 円とする。

(継続掲載する場合の掲載料の割引)

第 6 条 広告の掲載を希望する者が、連続した複数月の掲載を申し込み、掲載料を一括して納付する場合は、掲載期間に応じて下表に掲げる割引額を掲載料総額から差し引くものとする。

掲載期間	割引額
3 箇月から 6 箇月まで	掲載料総額に 1 0 / 1 0 0 を乗じて得た額
7 箇月から 1 2 箇月まで	掲載料総額に 2 0 / 1 0 0 を乗じて得た額

(掲載の申込み)

第 7 条 広告の掲載を希望する者は、砺波市ホームページ広告掲載申込書（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 広告の掲載を希望する者は、市が自己の市税等の納付状況を調査することに同意するものとする。

(掲載の可否の決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、内容を審査して掲載の可否を決定し、砺波市ホームページ広告掲載決定通知書（様式第2号）又は砺波市ホームページ広告掲載不可決定通知書（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

（広告原稿の提出）

第9条 砺波市ホームページ広告掲載決定通知書の交付を受けた者は、市長が指示する期日までに広告の原稿データを提出しなければならない。

（リンク先のホームページが要綱に抵触する場合）

第10条 広告のリンク先のホームページが要綱第4条に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、当該広告を掲載しない。

附 則

この告示は、平成24年2月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

砺波市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

砺波市長 あて

申込者
住所
氏名 印
(法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

砺波市ホームページ広告掲載取扱要領第7条の規定により、次のとおり砺波市のホームページへの広告の掲載を申し込みます。

なお、市が当方の市税等の納付状況を調査することに同意します。

掲載希望期間	年 月 1日から 箇月（1箇月単位）
広告の内容	別添のとおり
広告のリンク先のアドレス	http://
担当者	氏名 電話番号 電子メールアドレス

様式第2号（第8条関係）

砺波市ホームページ広告掲載決定通知書

年 月 日

様

砺波市長

印

年 月 日付けで申込みのありました砺波市のホームページへの広告の掲載については、下記のとおり掲載することに決定しましたので、砺波市ホームページ広告掲載取扱要領第8条の規定により通知します。

記

1 掲載期間 年 月 日から 年 月 日（ 箇月）まで

2 掲載料 金 円

※ 掲載料は、年 月 日までに添付の納入通知書により指定金融機関で納付してください。

※ 広告の原稿データは、年 月 日までに電子メールにて提出してください。

様式第3号（第8条関係）

砺波市ホームページ広告掲載不可決定通知書

年 月 日

様

砺波市長

印

年 月 日付けで申込みのありました砺波市のホームページへの広告の掲載については、下記の理由により掲載できないことを決定しましたので、砺波市ホームページ広告掲載取扱要領第8条の規定により通知します。

記

掲載できない理由